

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても 60 秒です)

法定福利費の負担

正社員を採用すると、必然的に発生するのが法定福利費(社会保険料の会社負担分)です。社員へ支払う給与・賞与の他に、社会保険料の会社負担分が、給与・賞与合計の約 13%課税されます。

今年の 9 月より社会保険料のうち、厚生年金保険料率が給与・賞与の 15.35%から 15.704%に引き上げられました。また、従来の政府管掌健康保険(現在は「協会けんぽ」)の料率も全国一律の 8.2%から都道府県単位の料率に変更されました。

東京都 8.18%

最高：北海道 8.26%

最低：長野県 8.15%

40 歳から 64 歳までの方は介護保険料 1.19%が別途加算されます。なお、けんぽの保険料率は激変緩和措置として、例えば、北海道は 5 年後には 8.80%になる予定です。

この他にも雇用保険などの負担がありますので、従業員を一人採用し、社会保険等に参加しますと、従業員に払う給料・賞与以外に約 13%の法定福利の負担が発生すると考えておく必要があります。

〈保険料率変更〉

	健康保険 (全国平均)	厚生年金保険
変更後 (平成 21 年 9 月分 10 月納付から)	8.2%	15.704%
変更前 (平成 21 年 8 月分 9 月納付まで)	8.2%	15.35%

※ 事業主と従業員負担を合わせた全額の保険料率を表しています。

※ 社員と会社で半分ずつ負担します。

法定福利費の給与に対する比率 (平成 21 年 9 月分より適用)

(数値は 1000 分の 1 単位)

	合 計	個人負担	会社負担
社会保険料			
健康保険料	82.0	41.0	41.0
(介護保険料)	(11.9)	(5.95)	(5.95)
厚生年金	157.04	78.52	78.52
雇用保険料	11	4	7
労災保険料	3	-	3
児童拠出金	1.3	-	1.3
合 計	254.34	123.52	130.82
() 内は 40 歳以上	(266.24)	(129.47)	(136.77)